平成２５年（フ）第４５８号
大阪府豊中市西緑丘１―４―36―104、住民票上の住所大阪府豊中市桜の町７丁目11番１―102号
破産者　佐野　雅彦
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６３号
大阪府泉南郡熊取町小谷南３丁目10番２号
破産者　南川美奈子
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５９６号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目22番13号グリーンハイツ６―Ｄ、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月南２丁目４番１号
破産者　冨岡建設こと　冨岡　良造
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
大阪府阪南市箱の浦1005番地の４
破産者　山元　京市
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２37棟104号
破産者　藤木　國廣
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
兵庫県明石市東朝霧丘33番１―605号
破産者　髙橋みゆき
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第６号
神戸市西区春日台２丁目８番地の26
破産者　枇杷田眞一
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９９８号
広島市東区牛田新町３丁目７番３号
破産者　引地都志枝
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５号
北海道白糠郡白糠町東２条南３丁目４番地８
破産者　澤口　泰教
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５９１号
広島市佐伯区楽々園２丁目１番38―401号、開始決定時の住所広島市佐伯区海老山町９番６号
破産者　吉岡　正人
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１１０４号
札幌市手稲区手稲本町２条２丁目４番20―201号
破産者　鈴木　勝政
1　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
2　一般調査期日　平成26年10月14日午前10時30分
平成26年８月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０１号
横浜市青葉区荏田西２―39―７
破産者　株式会社プランニングワークス
1　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
2　一般調査期日　平成26年９月16日午前10時20分
平成26年８月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５７５号
兵庫県宝塚市仁川高台１丁目２番29―107号、開始決定時兵庫県西宮市愛宕山18番45号
破産者　三浦歯科医院こと　三浦　幹雄
1　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
2　一般調査期日　平成26年10月６日午後３時30分
平成26年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７６号
兵庫県宝塚市仁川高台１丁目２番29―107号、開始決定時兵庫県西宮市愛宕山18番45号
破産者　三浦歯科医院こと　三浦　康宏
1　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
2　一般調査期日　平成26年10月６日午後３時30分
平成26年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３９号
北海道旭川市３条通７丁目1164番地
破産者　有限会社いってつ庵まつ田
1　破産債権の届出期間　平成26年９月８日まで
2　一般調査期日　平成26年10月29日午後２時15分
平成26年８月６日　旭川地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第３２５１号
大阪市西区南堀江１丁目４番19号
破産者　株式会社ユニコ
1　期日　平成26年９月26日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６４７号
大阪市中央区日本橋１丁目16番14号
破産者　本多興一郎
1　期日　平成26年９月26日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９６号
大阪市天王寺区上汐４丁目４番14―508号
破産者　吉川奈良子
1　期日　平成26年９月26日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第１１号
山口県岩国市御庄1810番地
破産者　重本　豊
異議申述期間　平成26年９月16日まで
平成26年８月６日　山口地方裁判所岩国支部